



卷之二

- (1) 集団の要件

 - 1) 集団が、一の組合の全て又は一部の組合員から構成されること
 - 2) 組合が、①建設業者であり、かつ②官公需適格組合であること
 - 3) 集団を構成する組合員全てが、以下の全てを満たすこと
 - ①建設業者であり、②経営事項審査を受けておらず、③本店が組合の本店と同一都道府県内にあること

(2) 施工時の要件

 - 1) 施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(集団に含まれない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。
(※当該組合に属さない建設業者に下請契約することは差し支えない。)